

平成25年度通常総会を終えて

認定NPO法人消費者支援ネット北海道 事務局長
大嶋 明子



日時 平成25年6月22日(土) 午後1時30分～2時35分
会場 札幌市教育文化会館 301研修室
議題

- | | |
|-------|-----------------------|
| 第1号議案 | 平成24年度事業報告承認の件 |
| 第2号議案 | 平成24年決算報告承認の件及び会計監査報告 |
| 第3号議案 | 繰越金処理(案)承認の件 |
| 第4号議案 | 平成25年度事業計画(案)承認の件 |
| 第5号議案 | 平成25年度事業予算(案)承認の件 |

今年度は適格消費者団体を原告とする「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案」が国会に提出され、継続審議となりましたが、画期的な出来事といえる年度となりました。秋の臨時国会での審議が待たれるところです。

消費者支援ネット北海道は、6月22日に平成25年度通常総会を開催しました。まず冒頭、事務局より総会成立要件の資格審査報告があり、正会員166名中、出席者147名出席(実出席31名、書面議決93名、表決委任23名)で総会が成立している旨を宣言して確認しました。

次に消費者庁阿南 久長官からの「活動の一層の飛躍を期待する」という激励のメッセージを代読しました。議長には木村 邦弘氏を選任し、議事録署名人に宮川 弘子氏、吉尾 晴子氏を選任しました。向田 直範理事長から「消費者支援ネット北海道の活動分野が広がって社会的な信頼が高まっているが、一方で財政が厳しいので引き続き会員の協力をお願いする」旨の挨拶があり、議事に入りました。

議事は、道尻 豊専務理事より、第1号議案・第2号議案・第3号議案の提案があり、監査報告を玉堀 ひろ子監事が行いました。いずれも賛成多数で承認されました。次に第4号議案・第5号議案の提案があり、賛成多数で承認されました。第3者調査報告は調査実施者・税理士 中坪 正芳氏が体調不良で欠席となったため、報告書を事務局長が代読しました。最後に閉会の辞を事務局より宣し、平成25年度通常総会を終了しました。



【目次】

・平成25年度通常総会を終えて

……1ページ

・改正商取引法～押し買いも規制されます

……2ページ

・講演を聞いて
格安航空利用に際しての
トラブルに注意

……3ページ

・公開セミナーのお知らせ
・会費請求について
・編集後記

……4ページ



改正特定商取引法～押し買いも規制されます

認定NPO法人消費者支援ネット北海道 専務理事・弁護士 道尻 豊

1 2012年8月の特定商取引法改正（2013年2月21日施行）により、7つ目の取引類型として「訪問購入」が新たに追加されました。購入業者が自宅などを訪れ、強引な手口で貴金属などを買取るといった、押し売りならぬ「押し買い」の相談件数が、2010年以降、急激に増加していたことに対応するものです。

2 「訪問購入」とは、購入業者が営業所以外の場所において行う物品の購入をいいます。

対象となる物品は、原則として全ての物品ですが、消費者の利益を損なうおそれがないものなど、適用が除外されているものがあります（58条の4）。具体例としては、自動車（二輪を除く）、家庭用電気機械器具、家具、書籍、CD、DVD、PC・ゲームのソフトなどです。

営業のための取引や消費者がその住居で売買契約をすることを求めた場合なども、適用除外になります（58条の17）。

3 勧誘行為に関する規制として、購入業者は、氏名または名称、勧誘する目的であること、勧誘にかかる物品を明示しなければなりません（58条の5）。

また、「勧誘の要請」をしていない者に対する営業所等以外の場所における勧誘の禁止が盛り込まれましたが、いわゆる不招請勧誘の禁止を取り入れた画期的なものです。さらに、「勧誘の要請」があった場合でも勧誘を受ける意思の確認義務や、契約を締結しない意思を示した場合の再勧誘の禁止なども定められました（58条の6）。

そのほか、不実のことを告げる行為（不実告知）や、故意に事実を告げない行為（事実不告知）、威迫して困惑させる行為なども禁止されています（58条の10）。

4 申込み時や契約締結時の書面交付義務（58条の7、58条の8）、書面交付時から8日間のクーリング・オフ（58条の14第1項）については、訪問販売と同様の規定がされています。

もっとも、訪問購入では、消費者が一旦物品を引き渡してしまうと、購入業者はその物品を転売したり、貴金属は溶解して処理するといったように、その返還を求めることができなくなるおそれがあります。

そこで、クーリング・オフ期間中は、売主たる消費者において物品の引渡しを拒むことができ（58条の15）、購入業者は、消費者にそのことを告げなければならないものとされています（58条の9）。



また、購入業者がクーリング・オフ期間中に第三者に物品を引き渡すときは、遅滞なく売主たる消費者にそのことを通知するとともに（58条の11）、その第三者にも購入契約がクーリング・オフされたこと、又はクーリング・オフされる可能性があることを通知しなければなりません（58条の11の2）。

5 改正法による「訪問購入」の規制が施行されてから5か月を経過しましたが、「押し買い」の相談は、以前と比べかなり減っているようです。残念ながら自動車は適用除外となりましたが、自動車の訪問購入に関するトラブルは少なくありませんし、金額的な面からしても、適用対象とされることが望まれます。

講演を聞いて

消費者支援ネット北海道 検討委員 消費生活アドバイザー 竹ヶ原 芳枝

6月22日土曜日、消費者支援ネット北海道の平成25年度総会に続いて、平成25年度講演会が開催されました。テーマは「改正特定商取引法～「押し買い」も規制されます」で平成25年2月21日に施行されたばかりの改正特定商取引法が取り上げられました。講師の道尻豊先生は、消費者支援ネット北海道の専務理事であり、弁護士として消費者問題に取り組んでこられた先生で、まさに消費者の味方として頼れる先生です。講演では、まず特定商取引法の内容とこれまでの改正から説き起こされ、特定商取引法が、様々な消費者被害が発生し社会問題化し顕在化するたびに、改正が行われてきた過程を分かりやすく解説していただきました。

今回の改正については、強引な訪問買い取りの被害が2010年以降目だって増えていることを数字を挙げて説明され、事例も挙げていただきました。また、改正内容については例えば、「不招請勧誘の禁止について、具体的に『〇〇を売りたいので契約について話を聞きたい』と電話があった場合は勧誘の要請があったと言えるが、単に一般的な照会があっただけの場合や、業者が電話で積極的に『勧誘してよいか』を尋ねて『勧誘要請』を取り付けた場合は勧誘の要請があったとはいえない」などのように例を挙げて解説があり、たいへん分かりやすく有難かったと思います。1時間半が短く感じられる講演でした。



格安航空利用に際してのトラブルに注意



従来の航空サービスに対し、機体数や機種の種類、サービスの選択制・有料化を通し、低廉な運賃を前面に打ち出した格安航空（以降総称してLCC）が、本格的な運行を始めて1年が過ぎた。LCCではウェブによる予約・購入が前提となっていることから「最終確認画面がないので、搭乗者名や予約条件全般の確認ができなかった」「運賃以外に必要な費用もきちんと表示すべき」など表示の分かりにくさ、システムの動作によって生じるトラブルのほか、省力化によるとみられる接客対応に関するトラブルが目立つ。予約に先立ち、約款や利用案内について、従来の航空会社との違いを確認するようにしましょう。（国民生活センターHPより）

公開セミナーのお知らせ

今年度も全道で消費者向けセミナーを開催します。皆様お近くの会場へ是非お越しください。

【函館】スマホ・携帯の賢い使い方と危ない使い方

日時：9月4日（水）13：30～15：00
会場：函館工業高等学校（函館市川原町5-13）
講師：町村泰貴氏（北海道大学教授）

【新得】詐欺防止・悪質商法の被害防止

日時：9月30日（月）13：30～15：00
会場：新得町公民館視聴覚室（新得町4条南4丁目）
講師：道尻豊氏（弁護士）

【遠軽】詐欺は振り込めさぎだけじゃない、いろいろな詐欺

日時：10月1日（火）13：00～14：30
会場：遠軽町福祉センター5階1号研修室（遠軽町岩見通南2丁目1-18）
講師：中谷敦氏（弁護士）

【北見】詐欺は振り込めさぎだけじゃない、いろいろな詐欺

日時：10月2日（水）10：30～11：45
会場：北見市民会館5号室（北見市常磐町2-1-10）
講師：平松桂樹氏（弁護士）

いずれも参加費は無料
です。

申し込みは、セミナー開
催日と氏名、電話番号を
明記の上、消費者支援ネ
ット北海道までお願いしま
す。（FAX、メールなどは右
下をご覧ください）

寄附金を受け付けて います！！

活動の一層の充実のために広
く皆様からの寄附金をお願い
しております。

税額控除の 対象となります！

ご寄附いただいた方には、領収書とお礼のお手紙を
お送りいたします。

- 寄附の振込みは郵便振替でお願いいたします。金額は
いくらでも結構です。
- ・加入者名「特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道」
- ・郵便振替口座番号 02720-0-45081
- ・振込み者の「郵便番号」「ご住所」「お名前」「電話番号」をご記
入ください。

編集後記

いよいよTPP交渉に日本も参加しました。秘密
主義で交渉内容について情報を漏らさないよう徹底
した管理がされています。私たちの暮らしに大きく
関わる事が話し合われているのに国民に十分な情報
がもたらされるのでしょうか？契約内容がわからな
いの他に他の人も入っているからと契約してしまうよ
うな危うさを感じます。こんなはずでは
なかったという事にならないように政府
には交渉内容についてしっかり説明をし
てもらいたいと思います。



内閣総理大臣認定 適格消費者団体
認定特定非営利活動法人
消費者支援ネット北海道
(愛称:ホクネット)

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目

ほくろうビル4F

TEL: 011-221-5884

FAX: 011-221-5887

E-MAIL

Info_hokkaido@hocnet1222.jp

URL

<http://www.e-hocnet.info/>

* 次号のニュースレター発行は平成25年9月30日を予定しています。